

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	河川課	整理番号	1-323
許認可等の種類	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定			
根拠法令条例等・条項	河川法第43条第1項			
許認可等の概要	関係河川使用者に係る損失を補償する前に水利使用の許可を受けた者が流水の貯留又は取水ができるとする決定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日国河政第36号) http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/houteijutakujimu.pdf ・「河川法の施行について(昭和40年3月29日付け建設省発河第58号)」記9の(1) http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/kasensekousekou-40-3-29.pdf 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日			
期間の制定根拠	平成6年9月29日6河第306号			